

# Ⅵ 進級・卒業・学位(学士)・休学について

## 1 2年次進級に必要な単位

2年次に進級するためには、専門科目のうち1年次において修得すべきとされたすべての選択必修科目を修得しなければなりません。(主軸となる系の1年次配当科目及び主軸以外で選択した演習科目の単位を全て修得していること)

ただし通算 GPA が 2.0 を超える者については、この限りではありません。

## 2 卒業制作

卒業制作は、各専攻の専任教員の指示にもとづき行うものとします。

卒業制作の単位認定に際しては、卒業制作以外の卒業要件に係る専門科目の単位を全て修得していなければなりません。また、提出された作品は、卒業式までに展覧会を催し公開するものとします。

提出期日に遅れた場合は、再履修に準じて受け付けることがあります。この場合、再審査料として 20,000 円を納付しなければなりません。

優秀と認められた者には賞があたえられます。ただし、提出期日に遅れた者は選考の対象となりません。

## 3 卒業に必要な要件

4年以上在学し、共通科目を 60 単位以上、専門科目を 64 単位以上、合計 124 単位以上を修得しなければなりません。

## 4 卒業と学位授与

卒業者には、学士(美術)の学位が授与され、卒業証書として学位記が交付されます。

## 5 留年

所定の科目の単位が未修得のため進級または卒業ができない学生は、留年となります。

## 6 卒業できず留年した場合の学費

留年者のうち年度の履修単位が **8 単位以下**の者は、右表により、履修単位数に応じた額の学費を所定の期日までに納入しなければなりません。履修単位数が 9 単位以上の場合には通常の学費を納入することとなります。

	1 単 位 当 り			
	授業料	施設設備費	実習費	計
講義科目	40,000 円	10,000 円	—	50,000 円
演習・実習科目	40,000 円	10,000 円	5,000 円	55,000 円

注) ただし、語学の演習科目については講義科目の額とします。

## 7 休学・復学

やむを得ない事情で3ヵ月以上修学することができなくなった場合、学務課(教務)に休学願を提出し、学長の許可を得て、休学することができます。また、休学の理由が消滅した場合は、学務課(教務)に復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができます。どちらも、必ず事前の届出が必要です。(横浜美術大学学則第 19 条～ 21 条および第 42 条参照)

## 8 在学年限

学生は、8 年を超えて在学することはできません。なお、休学の期間は在学年限には算入されません。(横浜美術大学学則第 6 条および第 20 条参照)